

連携中枢都市圏形成に係る連携協約書

平成28年10月11日

岡 山 市

真 庭 市

岡山市及び真庭市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

岡山市（以下「甲」という。）及び真庭市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）により、岡山市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町及び吉備中央町で構成される圏域（以下「圏域」という。）において連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3つの役割に応じた取組を連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる都市圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組において相互に連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組の内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（費用分担）

第4条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する費用及びその分担については、甲及び乙が協議して定める。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。

（連携協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成28年10月11日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長

大森雅夫



乙 真庭市久世2927番地2

真庭市

真庭市長

太田昇



別表（第3条関係）

I 圏域全体の経済成長のけん引

| 圏域全体の戦略的な産業振興に向けた仕組みの構築 | |
|-------------------------|--|
| 取組内容 | 圏域全体として戦略的な産業振興施策を検討するため、圏域住民の消費行動や生産活動をマクロ的に把握・分析する仕組みの構築に取り組む。 |
| 甲の役割 | 戦略的な産業振興に向けた仕組みの構築に圏域の中心となって取り組む。 |
| 乙の役割 | 戦略的な産業振興に向けた仕組みの構築に甲と協力して取り組む。 |
| 強みをいかした新たな産業の創出・育成 | |
| 取組内容 | 地域の強みや資源をいかし、広域的な情報共有、企業マッチング等を行うことにより、新たな産業の創出や育成、商品開発等に取り組む。 |
| 甲の役割 | 産業の創出・育成等に圏域の中心となって取り組む。 |
| 乙の役割 | 産業の創出・育成等に甲と協力して取り組む。 |
| 地域資源をいかした商品や農産物の販路開拓・拡大 | |
| 取組内容 | 地域の強みや資源を持ち寄り、商品や農産物について、生産地と消費地とのつながりを強めるとともに、販路の開拓・拡大に取り組む。 |
| 甲の役割 | 商品や農産物の販路の開拓・拡大に圏域の中心となって取り組む。 |
| 乙の役割 | 商品や農産物の販路の開拓・拡大に甲と協力して取り組む。 |
| 国内外に開かれた広域観光の推進 | |
| 取組内容 | 圏域の伝統工芸、歴史、文化、芸術、自然等の魅力を圏域外にも発信することにより、国内外に開かれた広域的な観光の推進に取り組む。 |
| 甲の役割 | 広域観光の推進に圏域の中心となって取り組む。 |
| 乙の役割 | 広域観光の推進に甲と協力して取り組む。 |

II 高次の都市機能の集積・強化

| 広域道路交通網の整備促進 | |
|-------------------------|---|
| 取組内容 | 交通の円滑化や交通事故の防止はもとより，広域観光の推進，経済の活性化など生活圏，経済圏の拡大に対応するため，圏域内の広域道路交通網等の整備促進に取り組む。 |
| 甲の役割 | 広域道路交通網等の整備促進に圏域の中心となって取り組む。 |
| 乙の役割 | 広域道路交通網等の整備促進に甲と協力して取り組む。 |
| E S Dによる人づくりとネットワーク化の推進 | |
| 取組内容 | 持続可能な都市圏の構築を目指し，都市圏共通の様々な課題解決に向けた活動に取り組むとともに，圏域住民が相互に「学びあい，気づき，行動する」E S Dによる人づくりとネットワーク化の推進に取り組む。 |
| 甲の役割 | E S Dによる人づくりとネットワーク化の推進に圏域の中心となって取り組む。 |
| 乙の役割 | E S Dによる人づくりとネットワーク化の推進に甲と協力して取り組む。 |
| 市民活動の広域展開と市民協働の推進 | |
| 取組内容 | 主体的に課題解決を行う市民活動団体の広域展開を支援するとともに，地域で課題解決を図る主体や自治体の協働のパートナーとなる主体の拡大に取り組む。 |
| 甲の役割 | 市民活動の広域展開と市民協働の推進に圏域の中心となって取り組む。 |
| 乙の役割 | 市民活動の広域展開と市民協働の推進に甲と協力して取り組む。 |

III 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

| 教育分野における交流の強化 | |
|------------------|---|
| 取組内容 | 教員相互の交流や持続可能な学校間交流を通じて、学習環境の向上に向けた教育分野における交流の強化に取り組む。 |
| 甲の役割 | 乙と連携し、教育分野の交流に取り組む。 |
| 乙の役割 | 甲と連携し、教育分野の交流に取り組む。 |
| 圏域の活性化に向けたスポーツ振興 | |
| 取組内容 | 圏域内の交流人口の増加，地域の経済効果の創出による圏域の活性化に向けて，地域スポーツの発展と大規模な大会誘致等のスポーツの振興に取り組む。 |
| 甲の役割 | 乙と連携し，圏域の活性化に向けたスポーツの振興に取り組む。 |
| 乙の役割 | 甲と連携し，圏域の活性化に向けたスポーツの振興に取り組む。 |
| 河川環境保全の推進 | |
| 取組内容 | 河川流域の住民，団体，自治体等が連携し，環境保全意識の向上を図るとともに，河川の水質改善と河川環境保全の推進に取り組む。 |
| 甲の役割 | 乙と連携し，河川環境保全の推進に取り組む。 |
| 乙の役割 | 甲と連携し，河川環境保全の推進に取り組む。 |
| 圏域内への移住・定住の促進 | |
| 取組内容 | 人口の減少を可能な限り抑えるため，圏域内への移住・定住の促進に取り組む。 |
| 甲の役割 | 乙と連携し，移住・定住の促進に取り組む。 |
| 乙の役割 | 甲と連携し，移住・定住の促進に取り組む。 |
| 公共施設の最適化 | |
| 取組内容 | 公共施設に関する情報の共有，相互利用等による利便性の向上と利用の促進に取り組む。 |
| 甲の役割 | 乙と連携し，公共施設の最適化に取り組む。 |
| 乙の役割 | 甲と連携し，公共施設の最適化に取り組む。 |